

災害時に避難の支援を必要とする方へのご案内

～ 避難行動要支援者の避難支援体制について ～

災害対策基本法の改正により、平成26年度から「災害時要援護者」の名称は「避難行動要支援者」に変更となり、支援者の見直しが行われました。

この制度は、一人暮らしの高齢者や障がいのある方などのうち、避難の支援が必要な方（避難行動要支援者）について、本人の同意に基づき、平常時から名簿情報を自治会や民生委員など（避難支援等関係者）に提供し、日頃から情報を共有することで、情報伝達や安否確認など、災害時における避難を支援する制度です。



《 災害対策基本法の改正による主な見直しの内容 》

- ◆市は、避難行動要支援者名簿を作成
- ◆避難行動要支援者本人からの同意の上、平常時から避難支援等関係者（自治会、民生委員など）に名簿を提供
- ◆災害時には、本人同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者に提供

支援を受けるにあたって(手続きの流れ)

① 対象者の名簿作成

市役所は、把握している情報を集約し、対象者の名簿を作成します。

② 対象者の意思確認

市役所は「避難行動要支援者名簿登録通知」と「避難行動要支援者情報提供同意確認書」を送付し、避難することが困難な方に、平常時から名簿情報を提供することについての意思確認（同意・不同意）を行います。

③ 意思表示

対象者の方は、平常時からの情報提供について、「避難行動要支援者情報提供同意確認書」に同意の有無を記載してください。

□同意する方

⇒同意しますに☑をつけ、日付、氏名を記入し、返信用封筒により返送してください。

□同意しない方

⇒同意しませんに☑をつけ、日付、氏名を記入し、返信封筒により返送してください。

※同意しない場合でも返送をお願いします。

④ 同意者の名簿提供

市役所は、同意した方の名簿を平常時から、支援者（民生委員、自治会、消防機関など）に提供します。

⑤ 避難支援

災害時には名簿情報をもとに、避難支援を行います。ただし、支援が必ずなされることを保証するものではありません。

避難行動要支援者支援制度の登録対象者

- ・65歳以上でひとり暮らしの方
- ・65歳以上の方のみで構成されている世帯の方
- ・要介護認定3～5を受けている方
- ・身体障害者手帳1・2級を受けている方
- ・療育手帳をお持ちの方で、その障がいの程度が最重度又は重度の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方

名簿の個人情報の取り扱いについて

避難行動要支援者名簿を提供した避難支援等関係者に対しては、災害対策基本法によって守秘義務が課せられています。

登録していただいた個人情報については、市及び避難支援等関係者において適正に管理し、申し込まれた方の安否確認及び避難支援以外の目的には使用しません。

お問い合わせ

瑞穂市役所 市民協働安全課 防災担当

瑞穂市別府1288番地 ☎058-327-4130